

日本工業規格 (JIS) K 0102 の改正に伴う公共用水域水質環境基準、地下水環境基準及び排水基準等に係る告示の改正概要

I 改正経緯

公共用水域水質環境基準測定方法等に引用している日本工業規格 (JIS) K0102 (工場排水試験方法) が平成 20 年 3 月 20 日付けで改正され、改正国際規格である ISO との整合を図るため、新たな試験方法が導入された。

この改正を受け、環境省では同規格の改正内容のうち、公定分析法への導入が適当であるものを公定分析法に適用するための告示の改正を行った。

なお、今回検討している改正は、これまで適用されていた分析法が使用できなくなるものではない。

II 改正概要

項目	改正の適用告示					改正概要
	公 注1	地 注2	排 注3	浸 注4	浄 注5	
ふっ素	○	○			○	<u>イオンクロマトグラフ法について、改正 JIS K0102 に追加された分析方法を適用せず、昭和 46 年 12 月環境庁告示 59 号 (以下「告示 59 号」という) 付表 6 を引き続き用いることとし、現行では懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存する試料についてはイオンクロマトグラフ法を用いることができないが、前処理として水蒸気蒸留を実施することにより同法を適用することが可能となるよう改正する。</u>
			○	○		<u>イオンクロマトグラフ法について、改正 JIS K0102 を適用せず、告示 59 号付表 6 を引き続き用いる。</u> なお、現行の公定分析法では、前処理として水蒸気蒸留を行った後、告示 59 号付表 6 に規定するイオンクロマトグラフ法を適用しているが、改正 JIS K0102 に新たに採用されるイオンクロマトグラフ法では、前処理として水蒸気蒸留が規定されていない。
ほう素	○	○	○	○	○	<u>公定分析法に係る実質的な変更なし。</u> 改正 JIS K0102 に新たに採用される ICP 質量分析法は、告示 59 号付表 7 の方法と同様であるため、告示の付表 7 を削り、改正 JIS K0102 を引用する。
砒素	○	○	○	○	○	<u>改正 JIS K0102 で追加された方法 (ICP 質量分析法) を適用する。</u> なお、改正 JIS K0102 に新たに採用される ICP 質量分析法は、試料を JIS K0102 の 5.5 に規定する前処理後、内標準元素を加えて ICP 質量分析装置で測定する方法である。 また、改正 JIS K0102 では、ICP 質量分析法を砒素の測定方法に採用する上での課題である塩類高含有試料の測定について、スペクトル干渉の影響を受ける場合は、スペクトル干渉を補正及び低減する手法を用いることも明記されている。

項目	改正の適用告示					改正概要
	公 注1	地 注2	排 注3	浸 注4	浄 注5	
セレン	○	○	○	○	○	<p>改正 JIS K0102 で追加された方法（ICP 質量分析法）を適用する。</p> <p>なお、改正 JIS K0102 に新たに採用される ICP 質量分析法は、試料を JIS K0102 の 5.5 に規定する前処理後、内標準元素を加えて ICP 質量分析装置で測定する方法である。</p> <p>また、改正 JIS K0102 では、ICP 質量分析法をセレンの測定方法に採用する上での課題である塩類高含有試料の測定について、スペクトル干渉の影響を受ける場合は、スペクトル干渉を低減する手法を用いることも明記されている。</p>

- 注1 公：公共用水域の水質汚濁に係る環境基準の測定方法（昭和46年12月環境庁告示第59号）
- 2 地：地下水の水質汚濁に係る環境基準の測定方法（平成9年3月環境庁告示第10号）
- 3 排：排水基準の検定方法（昭和49年9月環境庁告示第64号）
- 4 浸：特定地下浸透水の有害物質による汚染状態の検定方法
（水質汚濁防止法施行規則第六条の二の規定に基づく環境大臣が定める検定方法（平成元年8月環境庁告示第39号））
- 5 浄：地下水の水質の浄化基準及び削減目標に係る測定方法
（水質汚濁防止法施行規則第九条の四の規定に基づく環境大臣が定める測定方法（平成8年9月環境庁告示第55号））